

TOPICS トピックス

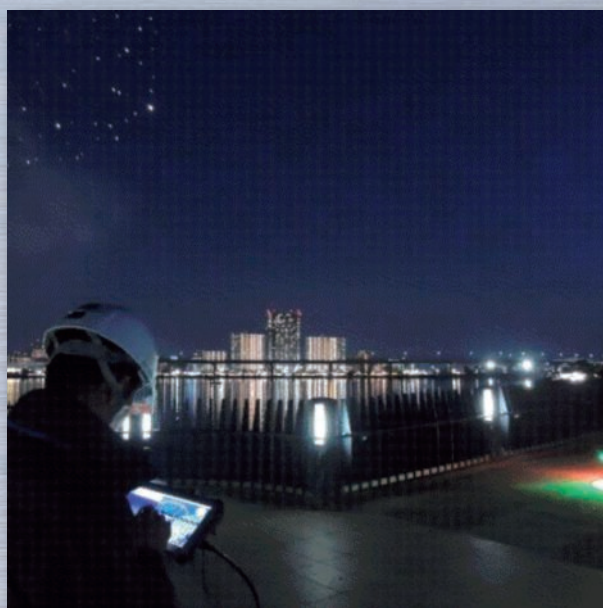
TOPICS

匿名・流動型
犯罪グループ対策



TOPICS

ドローンをめぐる
警察の取組



TOPICS

優秀な人材の安定的な
確保に向けた取組



漫画家・森田まさのり先生とタイアップ

TOPICS

警察における情報システムの
合理化・高度化に向けた取組



匿名・流動型 犯罪グループ対策

1 匿名・流動型犯罪グループの情勢

(1) 匿名・流動型犯罪グループの概要

暴力団勢力が衰退していく中、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、先輩・後輩、友人・知人といった人間関係に基づく緩やかなつながりで集団を構成しつつ、暴力団等と密接な関係を有するとうかがわれる集団も存在しており、警察では、従来、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

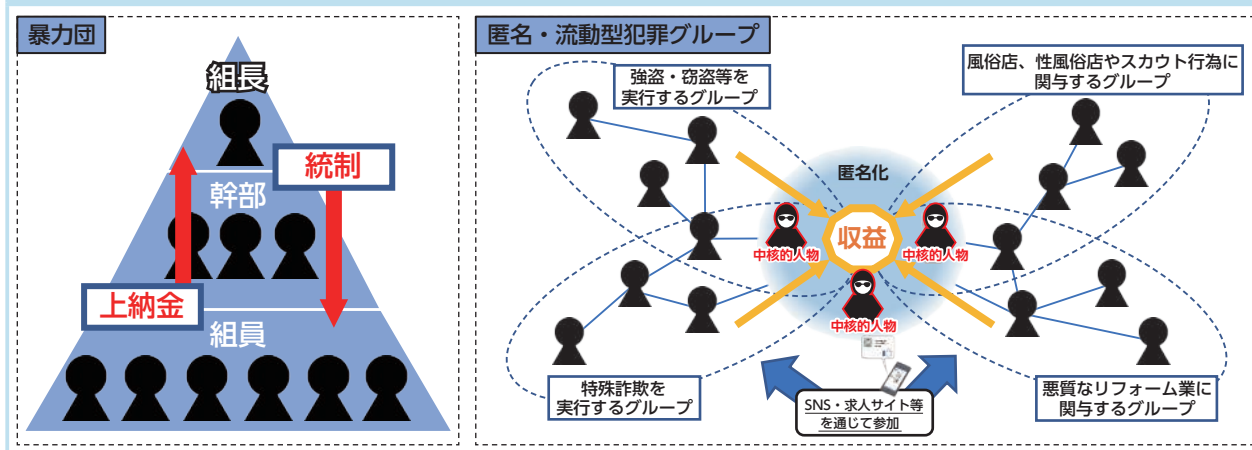
こうした中、近年、準暴力団に加え、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺^(注1)等を広域的に実行するなどの集団がみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は自らに捜査が及ぶことのないようにするため、匿名性の高い通信手段を使用して実行犯への指示をするなど匿名化される一方、実行犯はSNS等での都度募集され、検挙されても新たな者が募集されるなど流動化しているという特徴を有している。

警察では、こうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けた上、その撲滅を図るため、各部門・各都道府県警察の垣根を越え、同グループの戦略的な実態解明、取締り等を推進している。具体的には、匿名・流動型犯罪グループの動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、侵入強盗対策、暴走族対策、少年非行対策等を担う関係部門間における連携を強化し、匿名・流動型犯罪グループに係る事案を把握するなどした場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明を図るとともに、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

匿名・流動型犯罪グループの中核的人物としては、主に暴力団構成員、元暴力団構成員、暴走族OBグループメンバー、風俗営業等関係グループメンバー及び外国人犯罪組織メンバーが確認されており、これらの者が資金獲得活動の内容等に応じて互いに連携し、あるいは連携相手を柔軟に変えながら、資金を獲得している実態が認められる。

また、こうした中核的人物は、SNS上のいわゆる「闇バイト」^(注2)募集で実行犯を集めるリクルーター、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」、暗号資産交換業者を介さずに個人間で不正に暗号資産取引を行ういわゆる「あいたいや相対屋」等の犯行ツールを提供する者を利用しているほか、外国人犯罪組織については、同胞の来日外国人の人脈も利用するなどしながら、検挙されるリスクを低減させつつ、違法なビジネスモデルを構築し、多額の犯罪収益を獲得している実態が認められる。

図表 I-1 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴



注1：SNS型投資・ロマンス詐欺を含む。

注2：「闇バイト」とは、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆するなどしてその実行者が募集される犯罪をいい、「裏バイト」等と表記されることもある。このような表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあり、警察ではこのような犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報を犯罪実行者募集情報と呼称している。

(2) 各資金獲得活動の実態

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺のほか、組織的な強盗や、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質ホストクラブ事犯をはじめとする風俗関連事犯、オンライン上で行われる賭博事犯、悪質リフォーム事犯に加え、インターネットバンキングに係る不正送金事犯といったサイバー犯罪に至るまで、近年、治安対策上の課題となっている多くの事案に深く関与している実態が認められるほか、こうした犯罪の収益を有力な資金源としたり、犯罪によって獲得した資金を新たな資金獲得活動に充てたりするなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられる。

警察では、こうした多様な資金獲得活動に着目した取締りにより、匿名・流動型犯罪グループに対して効果的に打撃を与えるとともに、組織的犯罪処罰法等の積極的な適用により犯罪収益の剥奪を推進している。

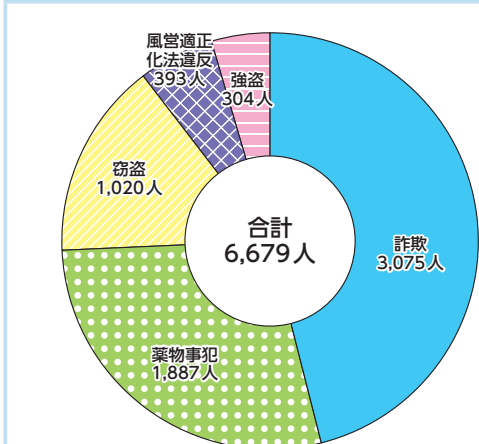
令和7年（2025年）中の匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる資金獲得犯罪^{（注1）}について、主な資金獲得犯罪^{（注2）}の検挙人員を罪種別にみると、詐欺が半数近くを占め、次いで薬物事犯、窃盗、風営適正化違反、強盗の順となっている。

主な資金獲得犯罪の検挙人員を年齢層別にみると、20歳代前半が23.4%と最も多く、20歳代までの若年層が全体の約6割を占めている。

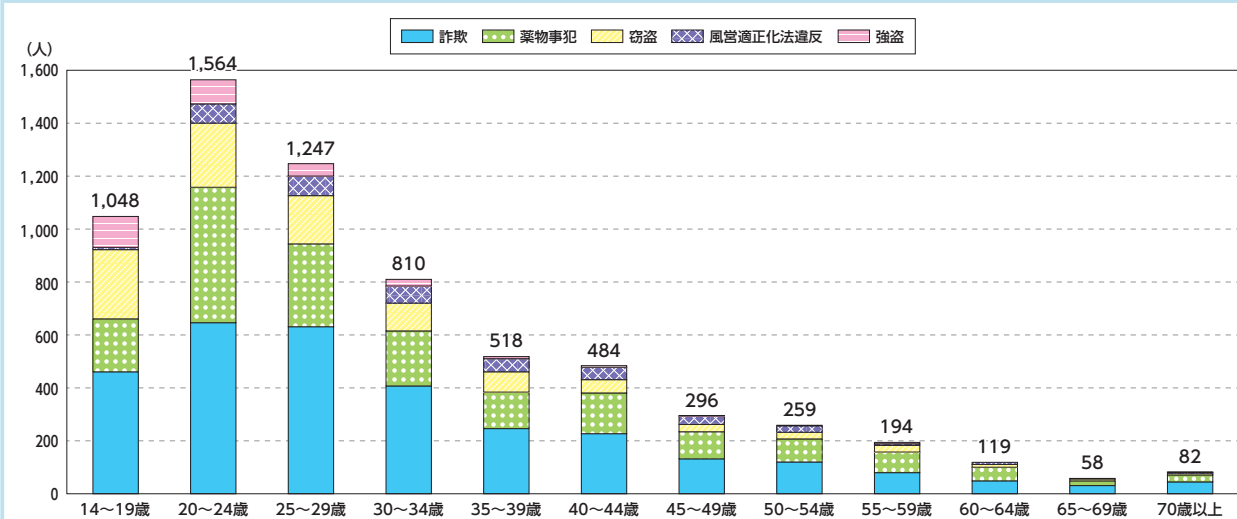
また、検挙人員のうち約3割（1,823人）は、SNS上の犯罪実行者募集情報に接したことが、当該資金獲得犯罪の実行の契機となっている。

さらに、主な資金獲得犯罪の検挙人員^{（注3）}のうち、主犯・指示役は約1割にとどまっており、匿名・流動型犯罪グループの撲滅を図るためには、主犯・指示役の検挙を推進しつつ、中核的人物の実態解明・取締りを更に強化していく必要がある。

図表 I - 2 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員（令和7年）



図表 I - 3 匿名・流動型犯罪グループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の年齢層別の検挙人員（令和7年）



CASE

令和6年10月、神奈川県内で発生した強盗致死等事件及び千葉県内で発生した強盗傷害等事件につき、検挙した実行犯等の取調べや、被疑者等から押収した大量の携帯電話機のデータ解析等から得られた情報の集約・分析の結果、無職の男（26）らを指示役として特定し、令和8年2月までに、同男ら4人を強盗致死罪等で逮捕した（警視庁、埼玉、千葉及び神奈川）。

注1：匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得犯罪とは、匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいう。

注2：詐欺、強盗、窃盗、薬物事犯及び風営適正化法違反

注3：主な資金獲得犯罪の検挙人員の犯行時の役割は、「主犯・指示役」と「実行役」に分類される。

CASE

令和7年1月から同年5月にかけて、カンボジア国内に所在する特殊詐欺の拠点に潜伏していた無職の男(41)らは、警察官をかたり、日本国内に所在する被害者5人からマネー・ローンダリングの捜査名目で合計1億2,314万円をだまし取った。同月、日本警察からの情報提供を受けたカンボジア当局が同拠点を摘発し、同所に潜伏していた同男を含む多数の邦人の身柄を拘束した。その後の両国の共同捜査の結果、同年11月までに、同男ら24人を組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)で逮捕した(愛知、栃木、千葉、静岡、岐阜及び三重)。

2 匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び取締りのための取組

(1) 戦略的な実態解明及び取締り等の推進

匿名・流動型犯罪グループが、その匿名性・流動性を利用して、多様な資金獲得活動を行っている実態を踏まえ、その組織構造や内部統制、資金の流れ等を解明し、有効な対策を講じるべく、警察庁においては長官官房審議官(調整担当)及び長官官房参事官(匿名・流動型犯罪グループ対策担当)を、全国の都道府県警察においては組織犯罪対策等を担当する参事官級の職員を、それぞれ総合対策の司令塔とし、関係部門における対策の取組状況等を集約し、部門横断的な情報共有、実態解明を推進している。

その上で、昨今、匿名・流動型犯罪グループが深く関与し治安対策上の課題となっている事犯を重点取組対象事犯として指定するとともに、同グループの中核的人物等のうち、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象を取り締りターゲットに指定し、全国警察及び警察庁が連携して、同グループの撲滅に向けた戦略的な取締り等を推進している。

① 広域的な捜査連携

匿名・流動型犯罪グループが深く関与している特殊詐欺について、都道府県警察の垣根を越えて迅速かつ効果的な捜査を推進するため、令和6年4月、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班」(T A I T^(注1))を、各都道府県警察に構築した。令和7年中のT A I Tを活用した特殊詐欺事件の検挙件数は535件であった^(注2)。

② 新たな捜査手法の導入

S N S等のインターネット上において犯罪実行者が募集された上で実行される犯罪に的確に対処するため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、架空の本人確認書類等を使用する「仮装身分捜査」を実施している。この「仮装身分捜査」の実施を通じて、実行犯の身柄を早期に確保し、被害の未然防止を図るとともに、首謀者や指示役の検挙を推進することとしており、令和7年中は、13件の「仮装身分捜査」を実施し、強盗予備で1件2人、詐欺未遂で3件3人を検挙したほか、これら4件を含む7件の被害の発生を抑止した。

(2) 新たな体制の整備

匿名・流動型犯罪グループを撲滅するためには、取締りターゲットをはじめとするグループの中核的人物に指向した実態解明・取締りを推進する必要があることから、令和7年10月、警察庁に「匿名・流動型犯罪グループ情報分析室」を新設し、各部門・各都道府県警察に点在する情報を一元的に集約・分析してグループの中核的人物のあぶり出しに取り組んでいる。また、同月、警視庁に設置された「匿名・流動型犯罪グループ対策本部」に、全国警察の捜査員から成る専従捜査体制である「匿流ターゲット取締りチーム」(T 3^(注3))を新設し、全国警察が一体となって、中核的人物に対する集中的かつ戦略的な実態解明・取締りを行っている。これらによって、中核的人物の検挙とその違法なビジネスモデルの解体を強力に推進している。



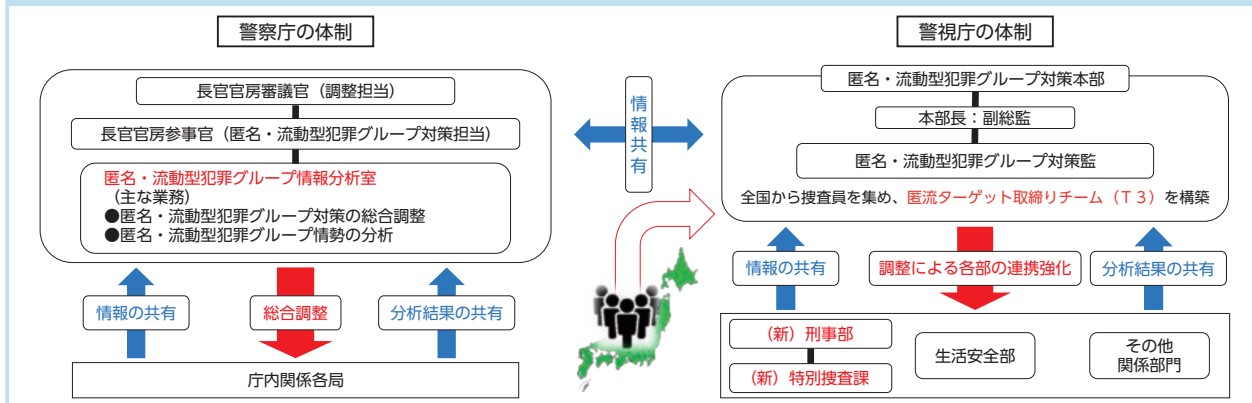
匿名・流動型犯罪グループ情報分析室発足式

注1：Telecom scam Allied Investigation Teamの略。「タイト」と呼称している。

2：なお、令和7年4月から同年12月にかけてのT A I Tを活用した特殊詐欺事件の検挙件数は415件(前年同期比92件(28.5%)増加)であった。

3：Tokuryu-target Torishimari Teamの略。「ティースリー」と呼称している。

図表 I - 4 匿名・流動型犯罪グループ対策における警察庁と警視庁の新たな体制



MEMO

巧妙化する犯罪収益のマネー・ローンダリング

匿名・流動型犯罪グループは、検挙されるリスクを低減させるため、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出に係る分析を含む、犯罪グループの資金の流れの徹底的な分析を通じて、匿名・流動型犯罪グループが、獲得した犯罪収益を移転するために、いわゆる「道具屋」等から違法に入手した法人口座等を悪用しているほか、特に、国外への移転において、同胞の来日外国人の協力を得て、国内法人の商取引に係る資金決済を偽装するなどしている実態が明らかになっている。こうした違法なビジネスモデルについても、更なる実態解明を進めるとともに、関係機関とも緊密に連携し、その解体に向けた取組を強化していく必要がある。

（3）国際捜査力の強化

近年、特殊詐欺等について、東南アジア諸国の拠点から国境を越えて実行されている実態がみられることから、海外に拠点を置く匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等の実態解明・取締りを推進し、その弱体化・撲滅を図り、特殊詐欺等の被害を抑え込む必要がある。

警察では、平素から、海外の拠点等に関する情報の集約・分析、外国捜査機関等との情報共有や関係構築を推進するとともに、海外において拠点の摘発や被疑者の検挙等があった場合に、直ちに現地に赴き、必要な情報の収集、現地当局との協議等を実施するための体制を整備している。

また、国境を越える組織的詐欺と闘う国際的な気運の高まりを踏まえ、東南アジア諸国の捜査機関等との間で、情報交換や協議を通じて、取締りの重要性について認識を共有するとともに、国際連携の強化を図るため、令和7年12月、アジア詐欺対策国際会議を東京都で開催し、14か国及び3機関が参加した。

本会議では、各国の捜査機関、国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等の共有を図ったほか、参加国等の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力や各国の詐欺対策について、実務的な議論を行った。

さらに、令和8年3月、オーストリアのウィーンにおいて開催された国際詐欺サミット2026に警察庁次長が出席した。同サミットは、国境を越える組織的詐欺に対抗するための国際的な連携強化及び意思形成を主要な目的として開催されたものであり、国連加盟国123か国のほか、140の民間企業・団体が参加した。



カンボジア国家警察幹部と警察庁幹部



国際詐欺サミット2026の様子

3 金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングに対する警察の取組

(1) マネー・ローンダリングをめぐる近年の情勢

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺の被害は極めて憂慮すべき状況にあり、匿名・流動型犯罪グループがこれらの犯罪を実行するに当たって、国民生活や社会経済活動に広く浸透している預貯金口座から近年新たに資金決済手段として用いられている暗号資産まで多岐にわたる金融サービスをマネー・ローンダリングに悪用している実態がみられる。

(2) 犯罪収益移転防止法の改正^(注1)

こうした情勢を踏まえ、令和7年4月22日、犯罪対策閣僚会議において「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」が策定され、預貯金通帳の不正譲渡等についての罰則の引上げを含めた法令の見直しを検討する旨や、捜査機関等が管理するいわゆる「架空名義口座」を利用した新たな手法についての検討等を行う旨が盛り込まれた。

これを踏まえ、警察庁では、より実効的なマネー・ローンダリング対策について検討を行うべく、令和7年9月から同年12月にかけて、学識経験者、業界関係者等で構成された「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」を開催し、同月に報告書を取りまとめた。同報告書で示された対策の方向性を踏まえ、令和8年6月、第221回国会において、犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律が成立したところであり、警察では、同法による改正後の犯罪収益移転防止法の適正な運用、広報啓発等を通じ、マネー・ローンダリング対策を一層強化することとしている。主な改正内容は、次のとおりである。

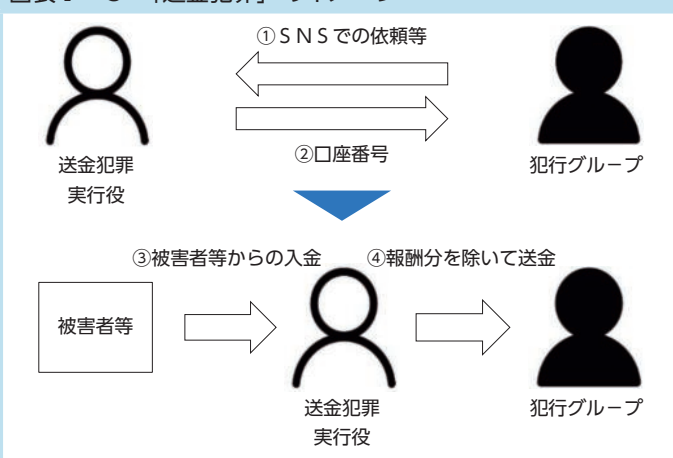
① 罰則の整備

預貯金口座の犯罪への悪用を防止するべく、預貯金通帳の不正譲渡等に関する罰則の強化が行われた。

また、近年、新たなマネー・ローンダリングの手口として、SNS等を通じた他人からの依頼を受けて自身の預貯金口座等を利用した財産の移転等を有償で行う行為（「送金犯罪」^(注2)）が増加していることを踏まえ、こうした行為等に関する罰則の創設が行われた。

警察では、改正後の犯罪収益移転防止法等に基づく取締りを強化するなど、預貯金口座の不正利用防止対策を推進している。

図表 I-5 「送金犯罪」のイメージ



図表 I-6 罰則の整備

預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の強化

➤ 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の強化

（1年以下⇒**3年以下の拘禁刑**、100万円以下⇒**500万円以下の罰金**）

➤ 業として行われるものに対する罰則の強化

（3年以下⇒**5年以下の拘禁刑**、500万円以下⇒**1,000万円以下の罰金**）

「送金犯罪」に関する罰則の創設

➤ 「送金犯罪」に関する罰則の創設

（**2年以下の拘禁刑**若しくは**300万円以下の罰金**又はその併科）

➤ 業として行われるものに対する罰則の創設

（**3年以下の拘禁刑**若しくは**500万円以下の罰金**又はその併科）

注1：罰則の整備については令和8年7月に、犯罪利用防止措置用口座等を利用した新たな措置については令和9年6月までに、それぞれ施行されることとなっている。法律の概要については、QRコード参照

注2：「送金犯罪」は、「送金バイト」等と表記されることもある。「送金バイト」という表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあるため、警察ではこのような犯罪を「送金犯罪」と呼称している。



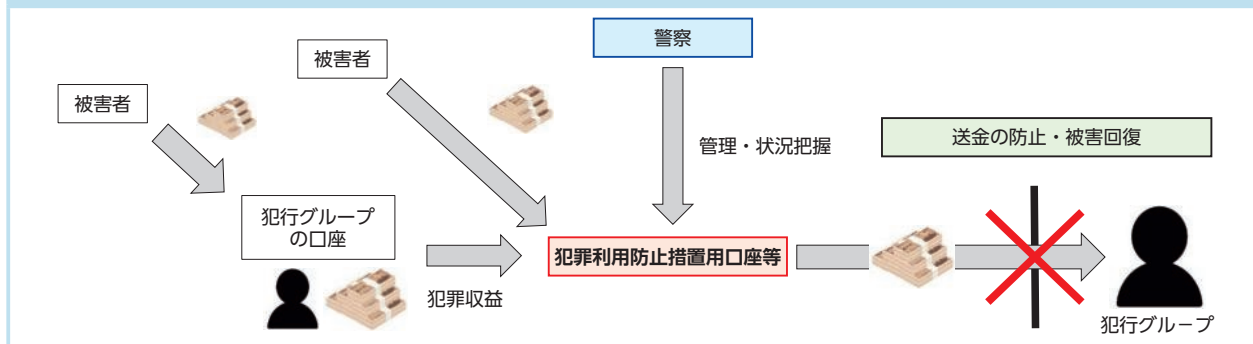
② 犯罪利用防止措置用口座等（いわゆる「架空名義口座」）を利用した新たな措置の導入

預貯金口座等の犯罪利用を防止するための新たな対策として、預貯金通帳の不正譲渡等を勧誘・誘引する者に対し、架空の名義の預貯金口座に係る預貯金通帳を警察から譲り渡すことなどを内容とする措置が導入される。本措置により、被害者又は犯行グループの口座等から犯罪利用防止措置用口座等に入金された財産については、他の預貯金口座等への送金を防止することが可能となるとともに、入金した詐欺被害者等に対する返還による被害回復等を行うことも可能となる。

また、こうした被害者等への返還に至らなかった財産については、一定の手続を経て他の被害者の被害回復のための給付金の原資とし、なお残余した財産は都道府県において犯罪被害者等の支援施策に充てるよう努めることとされている。

本措置により、預貯金口座等の犯罪への悪用の防止や詐欺被害の回復といった効果が期待されるところであり、警察では、本措置の施行に向けた準備を進めていくこととしている。

図表 I-7 犯罪利用防止措置用口座等を利用した施策全体のイメージ



（3）本人確認書類の偽造に対応するための犯罪収益移転防止法施行規則^{（注1）}の改正

近年、匿名・流動型犯罪グループが、偽造した本人確認書類を用いて実在しない名義の預貯金口座等を開設した上でマネー・ローンダリング等に悪用している実態がみられることなどを踏まえ、令和7年6月、預貯金口座の開設等の際の非対面での本人確認方法について、JPKI^{（注2）}に原則として一本化するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則が改正された。また、令和8年3月、対面での本人確認方法について、ICチップ付き本人確認書類の提示を受けた上でICチップ情報を読み取る方法を原則とするため、同規則が改正された。これらの改正は、令和9年4月から施行される。

（4）預貯金通帳の不正譲渡等を抑止するための広報啓発活動の推進

警察庁では、預貯金通帳の不正譲渡等が後を絶たない状況であることを踏まえ、関係機関・団体と連携しながら、預貯金通帳の不正譲渡等を抑止するための広報啓発活動を推進している。例えば、金融庁及び全国銀行協会と協力して、「口座売買は犯罪であること」を周知するための広報動画^{（注3）}を作成し、令和7年11月、当該広報動画についての説明会を実施した上で、SNS等を活用しながら当該広報動画を用いた広報啓発活動を行った。



広報動画説明会の様子

注1：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

注2：Japanese Public Key Infrastructure（公的個人認証）の略
デジタル庁ウェブサイト「公的個人認証サービス（JPKI）」
(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business/jpki-introduction>)

注3：金融庁ウェブサイト「口座売買の抑止に係る官民一体・業界横断的な広報について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251128/20251128.html>)



注2



注3

4 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」等に基づくその他の対策

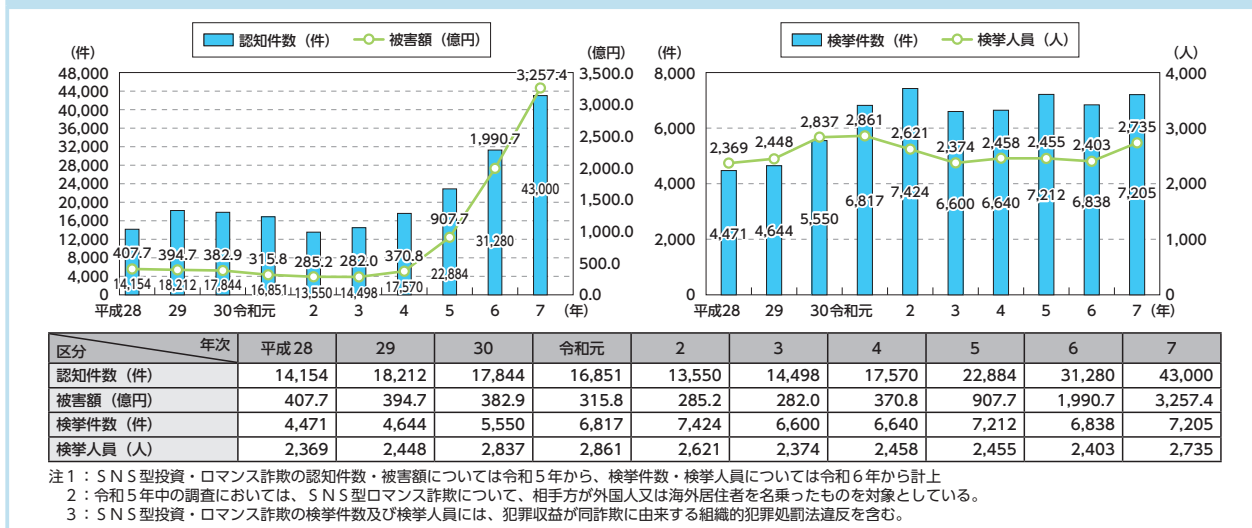
(1) 広報啓発をはじめとした特殊詐欺への対策

① 特殊詐欺の情勢

匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得活動の一つである特殊詐欺の認知・検挙状況の推移は、図表Ⅰ－８のとおりである。

令和7年中の特殊詐欺の認知件数は5年連続、被害額は4年連続で増加し、共に過去最悪を更新するなど、極めて深刻な情勢にある。

図表Ⅰ－８ 特殊詐欺の認知・検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



② 特殊詐欺被害防止対策の推進

令和7年4月に開催された犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、警察では、国民生活に深く関連する公的機関や事業者を含む関係団体、自治体、自治会等と連携した特殊詐欺被害防止に係る各種取組を強化するとともに、特殊詐欺の犯行には国際電話番号が悪用されることが多い現状に鑑みて、国際電話の利用休止が特殊詐欺の被害防止に有効であることを広く社会に呼び掛け、社会全体の気運を醸成する活動を「みんなで止めよう!! 国際電話詐欺 #みんなとめ」と呼称し、全国警察を挙げて推進している。また、高い発信力を有する著名な方々で構成される「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS47）では、社会全体における特殊詐欺の被害防止対策の一層の浸透を目指し、デジタル空間も含めた多種多様な媒体を活用するなどして、被害防止に向けたメッセージを継続的に発信している。



警察庁特別防犯支援官による活動状況



国際電話利用契約の利用休止に関する広報啓発動画

MEMO

特殊詐欺対策アプリに係る警察庁推奨制度

警察庁では、AIや独自データベース等の民間事業者の最新の技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺の被害防止に有効な携帯電話用アプリケーションについて、国際電話や詐欺電話を遮断するなどの機能を有するといった一定の基準に適合するものを「警察庁推奨アプリ」(注)として認定し、国民に利用を推奨する制度を開始した。令和8年3月には、当該制度の第1弾として、NTTタウンページ株式会社とトビラシステムズ株式会社共同開発の「詐欺対策 by NTTタウンページ」及びトレンドマイクロ株式会社開発の「詐欺バスター Lite」の2つの特殊詐欺対策アプリを警察庁推奨アプリとして認定し、全国警察を挙げて関係機関や自治体等とも連携しながら効果的な広報啓発を行い、国民運動として当該アプリの普及促進に取り組んでいる。



「警察庁推奨アプリ」認定式



警察庁推奨アプリの利用促進に関する広報啓発資料

(2) 金融機関と連携した特殊詐欺対策の推進

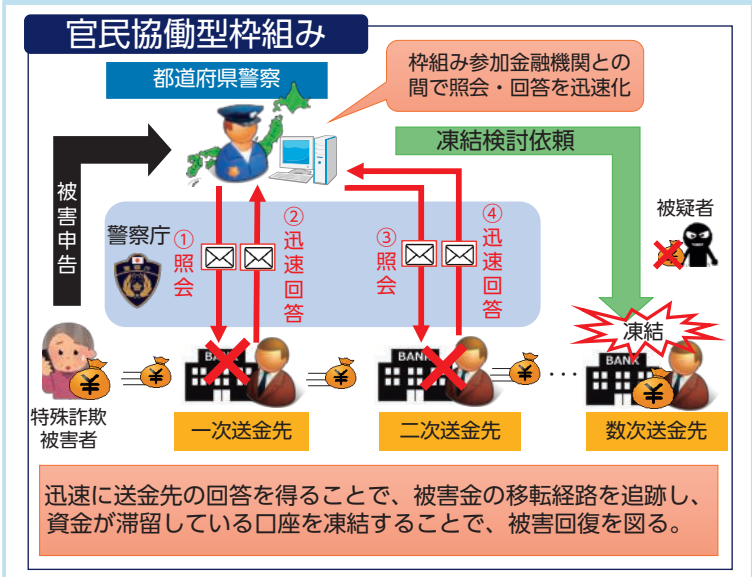
① 金融機関と連携した被害拡大防止の推進

警察庁及び都道府県警察では、令和6年8月以降、各金融機関と順次協定を締結するなどして、金融機関の取引モニタリングにより詐欺被害のおそれが高い取引を検知した場合に、金融機関から迅速に情報提供を受け、被害の有無等を確認する連携体制を構築しているほか、潜在被害者の発見・被害拡大防止がより迅速確実に行われるよう、連携体制の更なる強化に取り組んでいる。

② 被害金の追跡・凍結・回復に指向した官民協働型枠組みの運用

①の被害拡大防止の推進に加え、警察庁では、被害者が口座に振り込んだ特殊詐欺の被害金の迅速な追跡

図表 I-9 被害金の追跡・凍結・回復に指向した官民協働型枠組みの概要



注： <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/apps/>



を可能とし、被害の拡大防止・回復に資するため、一部の金融機関と協定を締結し、都道府県警察が警察庁を介してオンラインで協定締結金融機関に対し、口座凍結検討依頼と被害金の移転先口座に関する照会を行い、迅速に回答を得る官民協働型の枠組みの運用を令和8年6月から開始している。

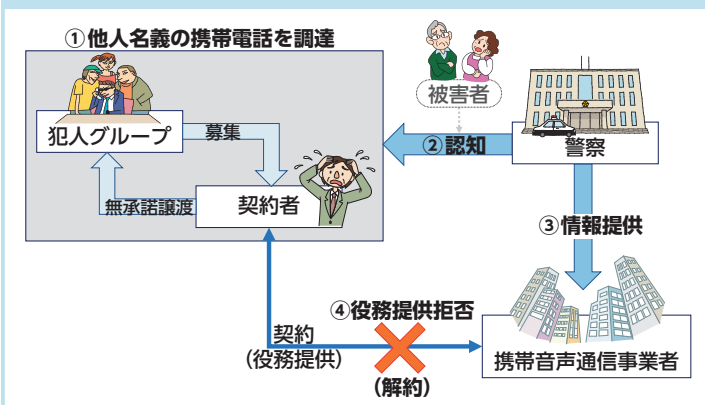
(3) 特殊詐欺等に用いられる通信に係る犯罪インフラ対策の推進

① 携帯電話対策

携帯音声通信事業者に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約するなどの方法で、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が悪用される事例が確認されている。

警察では、不正に取得された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯音声通信事業者に情報提供を行うなどの対策を推進している。

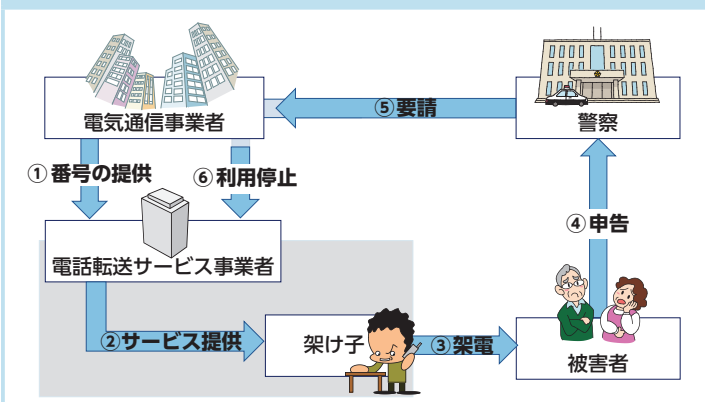
図表 I-10 役務提供拒否に係る情報提供の流れ



② 固定電話対策

電話転送サービス^(注1)を悪用して、犯行グループの携帯電話等からの電話を「03-××-××」などの固定電話からの架電であるかのように偽装し、その信頼性につけてこんで詐欺等を行う事例がみられた。こうしたことから、警察では、令和元年9月以降、特殊詐欺に利用された電話番号について、電気通信事業者が利用停止等をするように要請しているほか、複数回にわたって要請がなされた契約者に対する新規番号の提供を拒否するよう、電気通信事業者に要請するなどの対策を講じている。

図表 I-11 固定電話対策の流れ



また、犯行グループに繰り返し電話転送サービスを提供する悪質な事業者が確認されたことから、令和5年7月、悪質な事業者が保有する全ての「在庫番号」につき、既に顧客に対して提供されたものを含め、その利用を一括して停止する仕組みが導入された。

警察による利用停止の要請に基づき、令和7年末までに1万4,516件の利用停止、21事業者1万4,414番号について在庫番号の一括停止が実施されている。

さらに、警察庁では、電気通信事業者関連団体が電話サービス提供事業者向けの新たな優良事業者認定制度を運用するために設立した電話事業者認証機構（ETOC^(注2)）とも連携し、悪質な電気通信事業者の新規参入防止や排除のための取組を推進している。

③ 特定IP電話対策

特定IP電話が特殊詐欺の犯行に悪用される事例が多くみられたことに鑑み、令和3年11月、特殊詐欺に利用された固定電話番号を電気通信事業者が利用停止等する仕組みの対象に、特定IP電話番号（050 IP電話番号）が追加された。

警察による利用停止の要請に基づき、令和7年末までに1万2,908件の利用停止が実施されている。

注1：電話転送サービス事業者が電気通信事業者から提供を受けた固定電話番号を顧客に貸し出し、その電話番号に係る通話を顧客やその通話相手の電話番号等に自動的に転送するサービス

注2：Elite Telecom Operator Certification bodyの略。5つの電気通信事業者団体が共同で設立。サービス品質、セキュリティ対策・犯罪利用防止対策等の善良な通信事業者としての基準を制定し、この基準を満たす日本国内の電話番号を取引する事業者に対して認証マークを付与するなど、通信業界全体でサービスの品質向上・電話市場の健全化を目的とする。

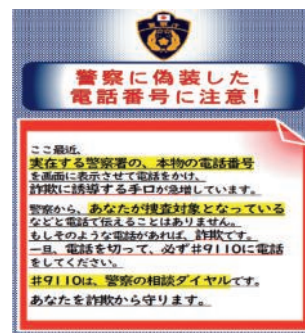
④ 国際電話対策

令和5年7月以降、国際電話番号を利用した特殊詐欺が急増した。警察では、国際電話番号との発着信が見込まれない契約者等に対して、「国際電話不取扱受付センター^(注1)」の周知及び確実な申込みの促進に向けた取組を行い、特殊詐欺被害の予防に努めている。

CASE

令和7年2月から同年3月にかけて、警察署等の電話番号を偽装するいわゆる「スプーフィング事案^(注2)」が多数確認され、これに起因する特殊詐欺被害も相次いで発生した。

これを受け、警察庁・警視庁は、被害防止広報を実施するとともに、捜査・分析の結果、今回の「スプーフィング事案」の原因となった通信元事業者を特定し、当該事業者が設定誤りの修正措置を講じた。また、今後の同種事案の再発防止を図るため、警察庁は総務省とともに、同年11月、同事業者に対し、原因究明及び再発防止策の徹底について申入れを行った。



被害防止広報ポスター

⑤ 携帯データ通信対策

特殊詐欺においては、携帯データ通信を利用し、SNSのメッセージ機能や通話機能を用いて詐欺行為を行う事例が多数確認されている。

しかし、これまでは、携帯電話不正利用防止法において、携帯音声通信を提供する契約締結時には契約者の本人確認が義務付けられていたものの、携帯データ通信のみを提供する契約については本人確認が義務付けられてこなかった。

こうした情勢を踏まえ、令和8年5月、第221回国会において、携帯データ通信を契約締結時の本人確認の対象とすることなどを内容とする携帯電話不正利用防止法の一部を改正する法律が成立した^(注3)。

注1：国際電話利用契約の利用休止の申込みをすることで、継続的に固定電話における国際電話番号からの発着信を拒否することができる。

注2：電話番号に関するスプーフィングとは、事業者の設定誤り等に乗じて相手端末等に虚偽の電話番号を表示させること

注3：改正法は、令和9年5月までに施行されることとなっている。

TOPICS

ドローンをめぐる警察の取組

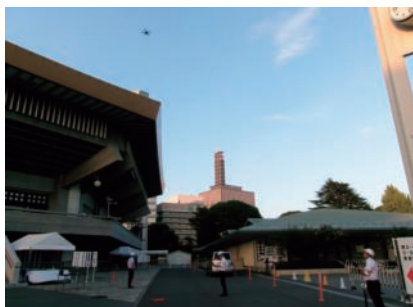
1 ドローンの各種警察活動への利活用

警察では、各種警察活動の合理化・高度化やこれらの活動に従事する警察職員の更なる安全性の確保等の観点から、ドローンの利活用を推進している。具体的には、人が立ち入ることが困難な場所における行方不明者の捜索、交通事故事件捜査における現場見取図の作成及び警護における高所からの現場状況の確認に活用しているほか、災害や事故等が発生した際には、ドローンによって撮影した映像をリアルタイムで警察本部、警察庁及び首相官邸に伝送するなど、迅速な現場状況の把握や被災者の避難誘導、救出救助等の活動にも活用している。

こうした中、令和7年（2025年）4月、警察庁におけるドローンの利活用等について司令塔機能を担う体制を整備するため、警備局警備運用部警備第一課に小型無人機等運用室を新設した。同室が中心となり、都道府県警察等に対して、ドローンの部門を越えた利活用や操縦士の更なる育成の推進等について指示しており、こうした指示等を踏まえ、例えば、最近では、熊の捜索や出没地域の警戒活動にドローンを活用するなど、ドローンの利活用に係る取組の強化を進めている。

CASE

警視庁では、令和6年4月、警備部警備第一課に「小型無人機係」を新設した。同係においては、警衛・警護や警備実施等の現場における警戒活動や災害警備の際の情報収集活動等にドローンを活用し、各種警備活動の高度化を図っている。



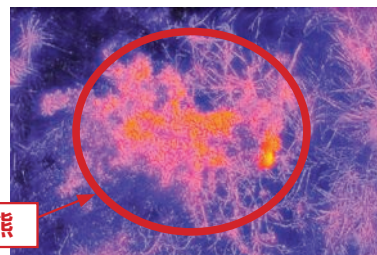
ドローンの警備現場における警戒活動への活用（右は、上空から撮影した状況）

CASE

岩手県警察では、令和6年4月、刑事部に捜査支援分析課を新設し、同課にドローンを犯罪捜査等に活用する「機動映像捜査班」（編成当初は「機動分析・先端技術導入班」）を編成した。同班においては、捜査幹部による捜査指揮等に加えて、行方不明者の捜索活動等の幅広い警察活動においてドローンの活用を推進している。また、富山県警察では、熊の出没地域での警戒活動等にドローンを活用し、地域住民の更なる安全確保を図っている。



ドローンの行方不明者捜索活動への活用（岩手）
（上空から撮影した崖下の状況）



ドローンの熊出没地域での警戒活動への活用（富山）
（左が通常カメラ、右がサーマルカメラでの空撮映像）

2 違法に飛行するドローンへの対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するなど、ドローンを悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施し、不審者の発見に努めるとともに、重要施設等周辺の公園等の管理者に対して、関係機関と連携しながら、ドローンの飛行禁止に関する看板の設置等について働き掛けるほか、訪日外国人に対するドローンに関する規制を周知するリーフレットの配布等を関係機関に申し入れるなどの取組を推進している。

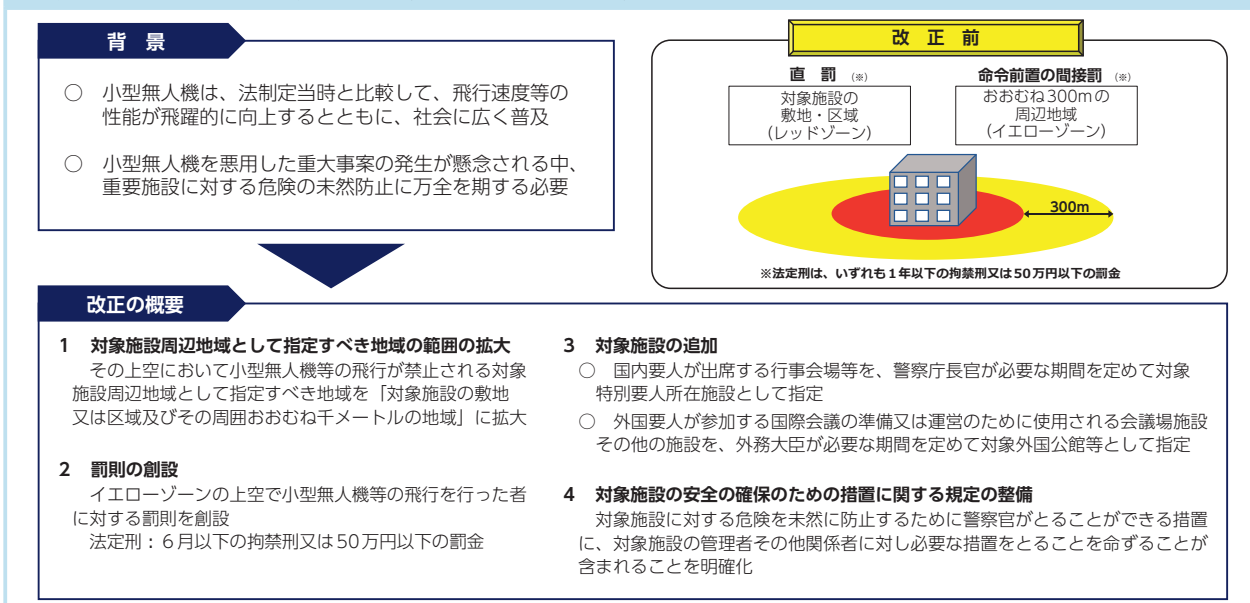
また、飛行しているドローンを早期に発見するため、ドローンの位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行しているドローンを発見した場合には、ジャミングガンをはじめとした対処資機材を用いるなどして、ドローンによる危害を防止することとしている。さらに、近年におけるドローンの性能向上等を踏まえ、警察では、高性能な対処資機材の整備や各種訓練の実施等により、ドローンを悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

MEMO

小型無人機等飛行禁止法の一部を改正する法律の制定

近年におけるドローンの性能向上等を踏まえ、警察庁では、令和7年10月から同年12月にかけて、学識経験者等による「違法なドローン飛行対策に関する検討会」を開催し、「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」が取りまとめられた。こうした中、令和8年6月、第221回国会において小型無人機等飛行禁止法の一部を改正する法律が成立したところ、その概要は図表Ⅱ－1のとおりである^(注)。

図表Ⅱ－1 小型無人機等飛行禁止法の一部を改正する法律の概要



注：法律の概要については、QRコード参照

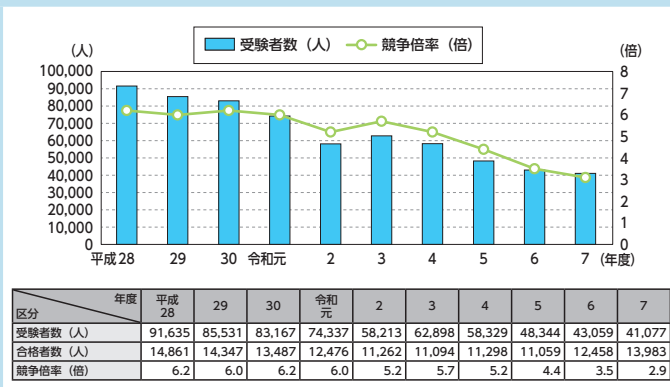


優秀な人材の安定的な確保に向けた取組

1 はじめに

令和7年（2025年）度の都道府県警察における警察官採用試験の受験者数は4万1,077人（前年比1,982人（4.6%）減少）、競争倍率は2.9倍（前年比0.6ポイント低下）と、平成28年（2016年）度と比べて受験者数は約5万558人（55.2%）減少し、競争倍率は3.3ポイント低下している。受験者数の減少には、少子高齢化に伴う人口動態の変化も一定程度影響していると考えられるが、受験者数の減少のペースは若年層（15歳～34歳）の人口減少のペース（平成28年度から令和6年度までに4.7%減少）を大きく上回っており、危機的な状況となっている。警察官の採用をめぐる情勢は今後より一層厳しさを増すことが予想される中、誇りと使命感を持った優秀な警察官を安定的に確保し、警察の使命を果たし続けるため、令和8年4月、警察庁において、「将来を見据えた優秀な警察官の確保に向けた緊急対策プラン」^{（注1）}を策定し、「組織の魅力向上」、「若い世代への発信力強化」及び「採用の間口拡大」を3つの柱として、各種施策を強力に推進することとしている。

図表Ⅲ－1 都道府県警察における警察官採用試験の受験者数及び競争倍率の推移（平成28年度～令和7年度）



2 組織の魅力向上

（1）時代に即した警察学校の運営

警察学校については、新人警察官の教育訓練や生活の場であり、志望者の関心が高いことから、以下のとおり運営の在り方を見直すこととしている。

① 採用時教養^{（注2）}の高度化

警察では、専門化・高度化・広域化・国際化する治安課題に的確に対処することができる警察官を育成するため、都道府県警察における実情も踏まえつつ、採用時教養の段階から他の都道府県警察の警察官との合同での教養^{（注3）}を実施できるようにし、教養の高度化・質の向上を図ることとしている。

あわせて、こうした広域連携による教養の高度化・質の向上を効果的・効率的に行うため、各都道府県警察における採用状況や教養効果の観点からの適正な規模等を考慮しつつ、警察学校の施設の集約を推進することとしている。また、警察学校の施設については、武道の授業を行う道場等への空調設置や生徒寮の改修に既に取り組んでいるところ、今後、集約を進めながら、老朽化した施設の建て替えや既存の良好な施設の活用を図り、生活環境を改善し、学業・訓練に十分に打ち込める環境を整備することとしている。

② 警察学校におけるルール等の見直し

警察庁において、警察官の採用試験の実態把握のため、若手警察官等を対象とした意識調査を実施したところ、採用試験受験時の不安や懸念について、「警察学校が厳しそう」など、警察学校に関連した回答が多数みられた。警察庁では、警察学校におけるルール等について、「過剰に厳しい」と認識されることの多い項目の論点を整理した上で、令和8年3月に都道府県警察等に対して見直しに係る考え方を提示した。都道府県警察等においては、これを踏まえて警察学校における外出泊やスマートフォンの使用制限のルール等の見直しを図ることとしている。また、警察学校卒業後にほとんどの者が配置される地域警察の現場



建て替え整備された警察学校



冷房設備を設置した道場

注1：将来を見据えた優秀な警察官の確保に向けた緊急対策プラン（https://www.npa.go.jp/policies/policy/20260409_5.pdf）

注2：初任教養（警察学校入校）、職場実習（警察署）、初任補修教養（警察学校入校）及び実戦実習（警察署）をもって編成される教育訓練をいう。

注3：職場又は警察教養施設における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員のエデュケーションをいう。



において若手警察官が適正に職務を執行し得るよう、より現場のニーズに即した内容へとカリキュラムを見直したほか、令和9年度から採用時教養における入校期間を短縮することとした。

(2) 処遇・居住環境の改善

① 処遇の改善等

前述の意識調査において、給与水準や休暇制度等の処遇に対する高い関心がみられたことから、警察官の処遇面について、継続的に改善を図っていくとともに、その魅力の認知度向上を図ることとしている。特に、警察庁では、警察官の職務の特殊性に見合う手当の種類や額を継続的に検討し、既存手当の単価の増額、支給の対象業務や対象者の拡大等を含め、都道府県ごとの実態を踏まえつつ都道府県警察が効果的に財政当局と折衝して十分な予算を確保できるよう、継続して必要な後押しを行うこととしている。

② 居住環境の改善等

警察官採用試験に最終合格したもの他の自治体等に就職する人の多くは、転居を伴う異動を忌避する傾向にあるため、警察庁では、警察の責務を果たす上で支障のない有事即応体制の確立等に留意した上で、管内の治安情勢や地理的特性、通信手段の発達等に鑑みて、有事における参集が真に必要な職員の範囲を整理し、都道府県警察において居住制限の見直しを推進していくこととしている。また、この見直しを踏まえつつ、有事に参集する居住制限の対象となる職員及びその家族が安心して居住できる環境を整備することを目的として、待機宿舎を整備することとしている。



建て替え整備された宿舎

3 若い世代への発信力強化

若い世代が情報収集にInstagramやXを活用している状況を踏まえ、警察庁及び都道府県警察の双方において、SNSによる情報発信を強化することとしている。具体的には、警察庁では、令和7年9月から11月にかけて、スマートフォンでの視聴に適した「縦型ショート動画」や警察官の実体験に基づき業務のやりがいについて描いたマンガを都道府県警察から募集して警察官採用広報動画・マンガコンテストを実施し、令和8年2月、応募作品（動画：132点、マンガ：80点）の中から優秀作品^(注)を選抜し、警察庁長官賞等を授与した。受賞作品は警察庁のウェブサイトに掲載するなど都道府県警察官の採用広報活動において幅広く活用しており、今後もSNSを通じて画像や動画により警察官という職業の魅力を効果的に発信することとしている。

また、警察官が担う業務や警察官に求められる能力・知見も多様化しているところ、警察官は採用後に自身の適性や能力・知見を踏まえたキャリアパスが用意されているほか、警察学校や職場において特定の業務分野に関する高度な専門知識・技能を修得させるための教育が行われており、業務を通じたスキルアップも可能である。こうしたことについても積極的に発信していくこととしている。

さらに、都道府県警察では、各地域で影響力が大きい地元出身の芸能人や各地域で活躍する著名人、各地域を舞台としたドラマやアニメ、地元スポーツチーム等とタイアップした地域密着型の広報を実施しているほか、実際の警察官の業務内容や警察官という職業の魅力に直接触れてもらう観点から、警察署や警察学校等において一般・子ども向けの職業体験等の参加型イベントを開催しているところ、こうした取組を一層強化することとしている。

4 採用の間口拡大

多様な人材を確保するとともに、応募者の裾野を広げる観点から、各種採用試験制度の不断の改善を積極的に行うこととしている。

具体的には、各都道府県警察において、公務員試験に特化した対策を要さない採用試験の導入、採用試験の実施時期の前倒し、採用試験の試験回数の増加及び社会人経験者をターゲットとした採用について取組を推進するとともに、警察庁においても、先進的な取組の全国展開等を通じ、各都道府県警察の取組を支援することとしている。



警察庁長官賞を受賞した動画



警察庁長官賞を受賞したマンガ

注：警察庁長官賞受賞動画「警察官はやめておけ」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/jinji/okayama.mp4>)

警察庁長官賞受賞マンガ「僕らは勇者 あの頃の夢 覚えていますか？」

(<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/jinji/gunma.pdf>)



動画



マンガ

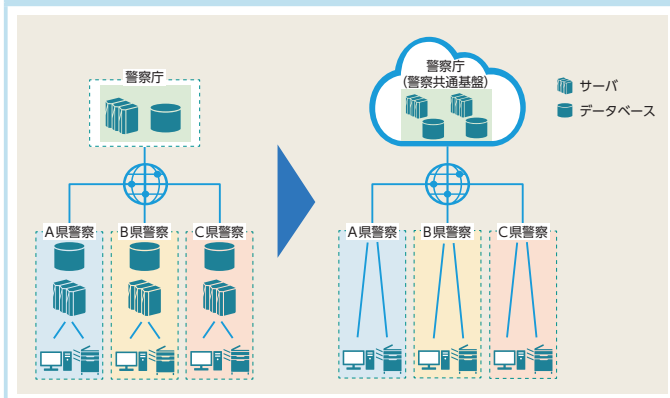
警察における情報システムの合理化・高度化に向けた取組

警察では、組織全体の情報システムにおける有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用といった観点から、関連する業務プロセスの全体的な見直しや情報システムの共通化・集約化を通じて、現場の警察活動や警察行政を支える情報システムの合理化・高度化に向けた取組を推進している。

(1) 警察共通基盤の概要

警察庁では、警察庁及び各都道府県警察の従来のシステムを集約・統合しつつ、個々のシステム同士の連携を容易にするなどの構想を実現するため、令和3年（2021年）4月から警察共通基盤の運用を開始し、運転者管理システム^(注1)や遺失物管理システム^(注2)等の各種情報システムの集約を段階的に進めている。

図表Ⅳ－1 各種情報システムの警察共通基盤への集約



(2) 警察共通基盤の運用状況

① マイナンバーカードと運転免許証の一体化

令和7年3月、道路交通法の一部を改正する法律が施行され、マイナンバーカードへの免許情報の記録が可能となった。

免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）を保有する者（講習区分が優良運転者又は一般運転者である場合に限る。）は、更新時講習をオンラインで受講することができるほか、マイナ免許証のみを保有する者は、住所変更等ワンストップサービスや本籍のオンライン変更を受けることができるなど、運転免許保有者の利便性の向上が図られている。

② 行政手続のオンライン化

警察では、令和3年6月から、オンライン化の要望が多い手続について、オンラインで申請等の手続を行うことができるウェブサイトを試行的に運用してきたところであるが、より多くの手続を対象とし、また、より利便性高く申請等の手続を行うことができるよう、令和7年12月から警察行政手続オンライン化システムの運用を開始した。

これにより、警察が所管する約600手続がオンライン化の対象となり、24時間365日、申請等の手続を行うことが可能となった。

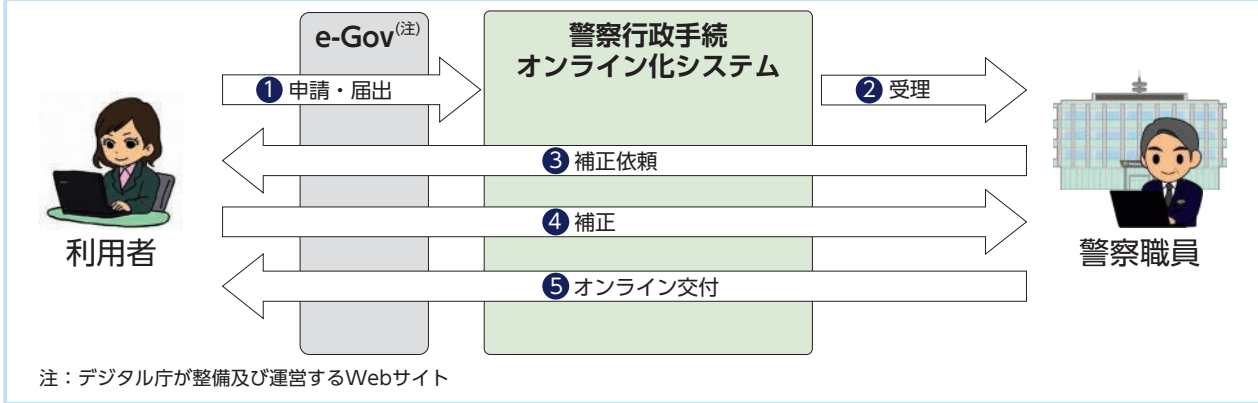


マイナンバーカードと運転免許証の一体化の周知に係るリーフレット

注1：運転免許に関するデータ等を取り扱うシステム

注2：遺失物に関するデータ等を取り扱うシステム

図表Ⅳ－２ 警察行政手続オンライン化システムの概要



(3) 警察共通基盤の今後の展開

① 遺失物関係手続のオンライン化の全国展開

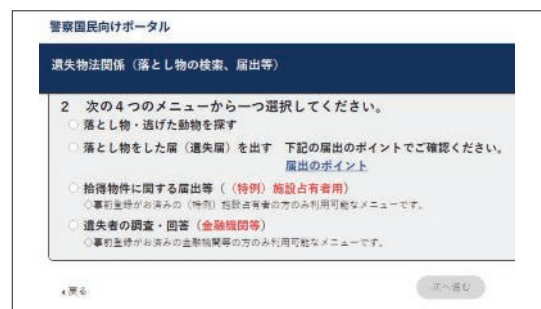
警察庁では、遺失物関係手続をオンラインで行うための新たなシステムを構築し、令和5年3月から運用を開始している。このシステムでは、遺失届の提出、拾得物情報の全国一括検索、拾得物を取り扱う施設占有者が警察署長に提出する各種書類の提出等が可能となっている。

令和8年3月末現在、42道府県警察^(注1)においてこのシステムを運用しており、令和8年度末までに全国に展開する予定である。

② 刑事手続のIT化

書類の電子データ化・発受のオンライン化等を内容とする、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が令和7年5月に成立した^(注3)。

これを踏まえ、警察庁では、令状請求や送致等をオンライン化するための新たなシステムの運用を令和8年度中に一部開始することを目指し、関係機関と連携しつつ、高い情報セキュリティを備えたIT基盤の整備に向けた検討・取組を進めている。このシステムでは、令状請求や送致等に加えて、今般の法改正により新たに設けられた強制処分である電磁的記録提供命令^(注4)をオンラインで行うことができる。これにより、電磁的記録提供命令に応じる通信等の事業者において、捜査員との対面でのやり取りに要していた場所や人員を確保する必要がなくなり、手続に関与する国民の負担軽減が期待される。また、令状請求や送致等のための移動に要していた人員や時間を他の警察活動により多く迅速に投入することが可能となり、捜査の効率化・迅速化を通じた安全・安心な社会の実現に資することが期待される。



警察国民向けポータル(注2)

図表Ⅳ－３ オンラインでの令状請求等のイメージ



注1：北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄の42道府県警察

2：警察国民向けポータル（<https://lostproperty.pcf.npa.go.jp/ZDSERVFP/SZDSA0101>）

3：書類の電子データ化・発受のオンライン化に関する規定については、令和9年3月までに施行することとされている。

4：電磁的記録の保管者等に対し、オンライン等の方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令



警察活動の最前線



全国警察・官民が 一体となった 特殊詐欺対策の重要性

被害拡大に歯止めがかからない特殊詐欺に対応するため、岩手県警察では、令和6年12月、県内に本店を置く金融機関と協定を締結し、犯行に利用された口座や被害が懸念される方についての情報共有を進めています。

そのような中、県内で発生した市役所職員をかたってキャッシュカードをだまし取る手口の特殊詐欺事件において、金融機関から提供された、被害キャッシュカードが利用され



た場所に関する情報によって被疑者を迅速に特定し、新幹線で東京方面に逃走中であった被疑者を、警視庁T A I Tの協力を得て、東京駅で確保するに至った事例がありました。

私は、この事件捜査を通じ、特殊詐欺事件の被疑者を検挙するためには、関係機関と連携して対策に取り組むことに加え、全国警察が一丸となることが重要であると身をもって実感したところです。

「必ず捕まえる。」「必ず被害を止める。」

その強い気持ちを持って、全国警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の撲滅に向けて取り組んでまいります。

from

岩手県警察本部刑事部組織犯罪対策課
特殊詐欺連合捜査補佐

佐々木 啓友



未来を担う人材の確保

私が所属している警務課採用係の業務は、警察組織で働く警察官や警察事務職員を採用することです。警察の未来を担う重要な業務であり、治安の維持のためにも常に最善を尽くすことが求められます。

警察の魅力をいかにして伝えるか、採用試験受験希望者のニーズに沿った情報発信とはどのようなものかといった山積する課題と向き合い、試行錯誤しながら業務を行っています。

また、大学や高校等で業務説明会を実施する機会もあり、就職活動中の学生さんの一生懸命な様子を垣間見ると、人生の岐路に立ち会う重要な仕事であることを再認識し、身の引き締まる思いです。

採用業務に正解はなく、そのやり方は時代と共に変

化していくものであり、その時々、社会情勢にも大きく影響を受けます。これに対応するためには、過去の経験を知識として蓄

えつつ、将来の状況や変化を先読みする見識や知恵が求められます。日々アップデートが欠かせませんが、それが自身の成長にもつながっており、とてもやりがいのある仕事です。



from

京都府警察本部警務部警務課採用係

依岡 千智